

鹿屋市高齢者祝金支給条例施行規則の一部を改正する規則

鹿屋市高齢者祝金支給条例施行規則（令和2年鹿屋市規則第61号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「80歳の」を削り、同項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、支給対象者が現金による支給を希望するときは、現金により支給することができる。

第3条第2項中「第2条第1項」を「第3条」に、「88歳の者又は101歳以上の者に対する高齢者祝金」を「特別高齢者祝金」に改め、同条第3項中「前項ただし書」を「第1項本文又は前項ただし書」に、「第1項後段の規定を準用する」を「支給対象者は、鹿屋市高齢者祝金支給資格確認書兼口座振込申出書（別記様式。以下「確認書兼申出書」という。）を市長に提出しなければならない」に改める。

第4条第1項中「及び第2項」及び「、又はこれを受け取らないとき」を削る。

第5条第2項中「高齢者祝金」を「高齢者祝金及び特別高齢者祝金」に改める。

附 則

この規則は、令和4年7月1日から施行する。